## いじめ問題への取組チェックリスト

愛媛県立今治東中等教育学校

		Laster		評価				
番号	1 いじめ問題への指導	点数	A	В	С	D	Е	
1	いじめ問題への指導方針を明確にし、全教職員の意識統一							
	が図られている。							
2	いじめ問題の状況についてアンケートや聞き取り調査を適							
	切に行うなど実態の的確な把握に努めている。							
3	生徒や保護者等からいじめの報告があったときは、その実							
	情の把握を迅速に行うとともに、被害生徒への支援や保護者							
	等への対応を適切に行っている。							
4	いじめの事実が確認されたときは、その加害者(傍観者等							
	も含む) に毅然とした対応を行うと共に、いじめの非に気付							
	かせ、被害者への謝罪の気持ちが醸成される指導を行ってい							
	る。							
5	実態に応じ、学校相談員や県教育センター相談員等との適							
	切な連携・支援体制が整っている。							
6	いじめ問題について、指導上困難な課題を抱える事例に対							
	して、専門的知識を有する者による指導、助言、援助を受け							
	る体制が整っている。							

	let with E7 ares 11.	点数	A B		評価		
番号	2 教職員研修		A	В	С	D	Е
7	教職員のいじめ問題に対する指導力の向上に向け、段階的、						
	実践的な研修を実施している。						
8	研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、						
	講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫をしている。						
9	いじめ問題に関する指導の充実のための教師用手引書・資						
	料などを活用している。						
10	いじめの未然防止・早期発見につながる、児童・生徒の人						
	権感覚を磨く人権・同和教育の推進に関する研修を実施して						
	いる。						

		L- 187	АВ		評価		
番号	3 組織体制・教育相談 点数		A	В	С	D	Е
11	被害生徒はもとより、保護者からの相談も直接受け止める						
	ことのできるような教育相談体制が、学校内に整備されてい						
	る。						
12	教育相談に関する専門的知識や経験を有する相談員の確保						
	に努めるとともに、適切な人材の活用ができている。						
13	教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について生徒・						
	保護者等に対し周知・徹底を図っている。						
14	教育相談の内容に応じ、県教育委員会と連携・協力して指						
	導に当たるなど、相談後の継続的な指導を適切に行っている。						
15	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、法務局・警						
	察・医療機関などの専門機関との連携が図られている。						

		L- 141		評価				
番号	4 家庭・地域との連携	点数	A	В	С	D	Е	
16	学校とPTA、地域の関係機関・団体等がいじめの問題に							
	ついて協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けての							
	取組を推進している。							
17	いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の							
	取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている。							
18	いじめ問題解決のために、関係する異校種間と適切な連携							
	協力を図っている。							

√ω Λ ≅π <i>t</i> π				点数	評価					
	総合評価				A	В	С	D	Е	
A	A:62点以上 B:61~52点 C:51~42点									
D	D:41~32点 E:31点以下		/72							
課題										
今										
後						数				
0						値				
重						目				
点						標				
項										
目										